

〈発行日〉 2018年 9月 1日
〈発行〉 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部
〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3-2-23 (司法書士会館内)
電話 092-738-1666

第12号

リーガルかわら版

公式マスコット
キャラクター
「リーガール」



研究大会 in 名古屋

平成30年6月17日、ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋にて公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートの第24回定時総会に合わせて第6回研究大会が開催されました。

リーガルサポートでは、成年後見制度を取り巻く課題や動向に対応するために普段から研究を重ねていますが、その成果を発表することで会員に還元しています。広報部員が取材した2つのテーマについて、簡単ではありますが紹介いたします。

なお、今回紹介する内容の他にも色々なトピックを「リーガルサポートふくおか」のホームページに掲載しておりますので、そちらもぜひご覧ください！！



第1分科会 保佐・補助制度の活用にもむけて

平成29年度の各類型の申立内訳は、後見が約78%に対して、保佐・補助・任意後見を合わせても約22%と、補助・任意後見の利用は伸び悩んでいます。第1分科会では、リーガルサポート愛知支部が、後見類型偏向の現状から脱却し、保佐・補助制度のより一層の活用へつなげるにはどうしたらよいか、ということに着眼して様々な角度から研究し、最後に「提言」を示しました。

◆「受任者・当事者からみる課題」保佐・補助の活用に関するアンケートより

司法書士・その他専門職(社会福祉士・弁護士他)・支援団体で保佐・補助に関わりのある41組へ実施したアンケート結果から見てきた保佐・補助の活用が伸び悩む問題の改善策として、社会全般への制度の周知の徹底、制度の柔軟化(期限付き代理権の採用、課題解決後の制度利用の取消し等)、関係機関の緊密な連携、保佐人等の意識変容(全権掌握型への偏重をなくす等)などが提案されました。

◆報告「諸外国の後見制度とその動向—障害者権利条約を絡めて—」

障害者支援の世界的潮流である「障害者の権利に関する条約」の理念に沿い、さらに「大きな後見(過剰後見)から小さな後見へ」という社会的要請を背景とする、「必要性の原則」「比例の原則(期間制限と見直し)」「補充性の原則」「身上監護の重視(⇔財産管理変調からの脱却)」を基底にして、諸外国が独自に制度づくりをしていることが分かりました。

◆報告「意思決定支援の側面から保佐・補助制度を考える」(事例報告)

保佐人による「意思決定支援」の実例を2つ紹介されました。そのうちの1つのケースは、借金を繰り返す本人への支援について、保佐人が本人に生活の現状を理解してもらいつつ一緒にその立て直しを図る支援を考えているのに対し、福祉関係者は本人の希望に沿い本人が生活を楽しまれることが何よりも優先されるべきと考えており、支援の考え方に大きな隔たりがあることを実感し、それを踏まえて、保佐人は、本人はもちろん周りの支援者にも保佐人の役割について理解を深めてもらう必要性を痛感し、福祉関係の担当者が代わっても対応可能にするために、「情報」と支援についての「意識」の共有を図るべく、地域包括支援センターを軸にした連携ネットワーク作りを実践しているというものでした。

◆報告「保佐・補助制度の活動に向けて～提言～」

周知・PR、共通理解・情報の共有、必要性・補充性の原則、支援する人への支援、制度の柔軟性ある運用、自己研鑽という6つの項目に分けて、「意思決定支援」を念頭に置いた分科会担当者が現段階でできる「提言」がなされ締めくくられました。

第2分科会 成年後見制度利用促進基本計画に対するリーガルサポートの対応

基調講演では、成年後見制度利用促進基本計画において、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう各地域において権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ることが目標の1つとされ、弁護士・司法書士・社会福祉士が中核機関(専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関)の設立に積極的に協力することや、地域連携ネットワークの活動の中心的な担い手となることが期待されている旨が説かれました。

事例発表では、埼玉県志木市・大阪市・愛知県における3つの事例が紹介されました。埼玉県志木市における事例では、同市が成年後見制度の利用を促進するための条例を全国で初めて制定したこと等が報告されました。大阪市における事例では、リーガルサポートによる要望等の働きかけにより市町村計画の策定に家庭裁判所・三士会(弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・リーガルサポート)を交えた協議の場が設けられたことや既存の機関(市民後見人の養成・支援を主な事業としていた大阪市成年後見支援センター等)を利用して市町村計画の整備が進められたこと等が報告されました。

パネルディスカッションでは、どのように中核機関を設置していくべきかについて、パネリストからその地域の状況を踏まえた様々な意見が出されましたが、親族後見人が中核機関に直接アクセスできるようにすることや親族後見人をどう導いていかが成年後見制度利用促進法の成否に係わっていることが確認されました。



相談無料

つながる、支える。

～司法書士がお応えします～

高齢者・障がい者のための成年後見相談会

成年後見制度は、権利や財産を守る身近なしくみです。

- 知れぬがらの子どものことを考えぬる方も相談がこなった物がお配
- 隠れて暮らしている親類の気が堪えられないか心配
- 遺産分割協議をしないのですが、お金の人の気が堪えられないか心配
- 夫婦二人きりの生活で、互いの介護が命に掛ったときの資金管理などが心配

開催日時:平成30年9月22日(土) 10時～13時

【会場】エルガラホール 7階 多目的ホール2 (福岡市中央区天神1丁目4番2号)
小倉駅北口KMMビル 4階 第2・第3会議室 (北九州市小倉北区深野2丁目14番1号)
久留米市役所 302・306会議室 (久留米市福岡町15番地3)
宮崎リコリス 研修室1 (宮崎市宮田6番地1)

予約制
【予約受付電話番号】0570-783-544
※予約期間:9月3日(月)～9月21日(金) 10時～16時(土・日・祝日を除く)

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート × 福岡県司法書士会

Legal Support THE FUKUOKA SHIHO-SHOSHI LAWYER'S ASSOCIATION.

今年も福岡県司法書士会と共催で成年後見相談会を実施します。県内4会場にて司法書士が無料相談に応じますので、是非ご利用ください。※予約制となっておりますのでご注意ください。

日時 : 平成30年9月22日(土) 10時から13時まで

予約受付期間 9月3日(月)から9月21日(金) 10時から16時 ※土日祝を除く

0570-783-544

○公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 福岡支部への相談先

《電話相談(無料)相談料は無料です。》

- ・相談専用電話 092-738-7050
- ・月曜日～金曜日午後1時から3時まで(※)

《面談相談(有料)相談料は1時間5,000円(税込)》

- ・予約電話番号 092-738-1666 事前予約要。
- ・毎週水曜日午後1時から3時まで(※)
- ・場所 福岡県司法書士会館内相談室

《講師派遣(有料)金額についてはご相談ください。》

(※) 祝祭日、年末年始、盆休日除く

リーガルサポートふくおか ホームページはこちら!!

リーガルサポートふくおか 検索 <http://www.fukuokashihoushoshi.net/legal/>

リーガルサポートふくおか 公式スコットキャラクター

リーガル誕生!!

ふつうのくらしをもうえんじますか けがえのないあなたのために